

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	二四
告示	農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件	二四
	土地改良区の定款の変更を認可した件	二四
	公金の収納の事務を委託した件	二四
	保安林の指定を解除する件	二四
	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	二四
	道路の区域を変更する件二件	二四
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	二四
	土砂災害警戒区域の指定を解除する件	二四
	土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	二四
公告	肥料の検査の結果の概要を公表する件	二四
	土砂災害警戒区域等における特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了した件	二四

## 規 則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第四十五号

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年福島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（平成八年政令第五百五十三号）」の下に、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号。以下「木材安定供給特措法」という。）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成八年政令第三百十号）」を加える。

第二条第二項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 木材安定供給特措法第四条第四項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同条第一項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な木材安定供給特措法第十五条に規定する資金を借り入れる場合 十二年以内

第二条第三項ただし書中「第四号、第五号及び第八号」を「第五号、第六号及び第九号」に改める。

附則第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「同項第五号から同項第八号」を「同項第六号から同項第九号」に、「第四号、第五号及び第八号」を「第五号、第六号及び第九号」に、「前項第五号及び第八号」を「前項第六号及び第九号」に、「及び第四号」を「及び第五号」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

（林業振興課）

## 告 示

### 福島県告示第三百五十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年四月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所又は所在地		
佐藤 武治	福島市笹谷字中町四	福島市笹谷字東金屋 二五ほか四筆	
佐藤 騰	福島市飯坂町平野字海道端二一五	福島市大笹生字熊野前四八ほか十四筆	

高橋 輝	齋藤 敦	阿部 達也	農事組合法人 入方ファーム	伊藤 孝	水野谷 幸一	齋藤 茂	石井 拓	小針 暢芳	鈴木 幹夫	畑 實	柳沼 正治	佐藤 幹彦
喜多方市熊倉町新合	耶麻郡猪苗代町大字 中小松字小平湯四	○ 耶麻郡猪苗代町大字 三郷字下太子堂三八	白河市田島薊田二〇	白河市旗宿茂ヶ崎一 三	白河市表郷番沢字御 殿ヶ入二飛山二八	白河市影鬼越二六	岩瀬郡天栄村大字柿 之内字沖内二七	須賀川市松塚字上城 二六	伊達市梁川町細谷字 浅間下八一	伊達市保原町金原田 字北原七五	伊達市保原町柱田字 中屋敷五六	福島市笹谷字塗谷地 六三
喜多方市熊倉町新合字羽黒森二〇ほか	耶麻郡猪苗代町大字中小松字大社倉二 七―一ほか一筆	耶麻郡猪苗代町大字三郷字三郷九一― 一ほか六筆	白河市田島神田一三一―一ほか十七筆	白河市旗宿白河道三六ほか四筆	白河市白坂新石阿弥陀六七―一ほか四 筆	白河市影鬼越五六ほか三筆	岩瀬郡鏡石町城ノ内三一―三ほか一筆	須賀川市松塚字天神一七ほか一筆	伊達市梁川町細谷字宮田一〇七ほか二 筆	伊達市保原町金原田字北原二〇二	伊達市保原町柱田字武士沢一一七	福島市大笹生字叭内一四

唐橋 伝一郎	佐藤 武喜	株式会社 グリH&A	高橋 佳秀	有 限 会 社 ご ん べ い	星 和衛	和 田 正 人
喜多方市熊倉町新合 字辻乙四〇	河沼郡会津坂下町大 字長井字花畑乙一八 四	河沼郡柳津町大字郷 戸字丸山甲一二三	大沼郡会津美里町字 横堀下四六一二	大沼郡会津美里町福 重岡字倉崎乙九五九	南会津郡南会津町静 川字上沢田乙一〇二 四	いわき市四倉町長友 字済戸七三
喜多方市熊倉町新合字羽黒森二七―二	喜多方市山都町三津合字下大沼五九二 ほか二筆	河沼郡柳津町大字郷戸字新村前一六ほ か二筆	大沼郡会津美里町字横堀下二一―一ほ か六筆	大沼郡会津美里町福重岡字北ノ越二七 ほか十筆	南会津郡南会津町静川字高橋下一一ほ か二筆	いわき市平中塩字沖一一五―一ほか五 筆

二 認可年月日  
平成二十九年四月二十八日

(農業担い手課)

**福島県告示第三百五十二号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、愛谷堰  
土地改良区から平成二十九年四月三日付けで申請のあった定款の変更について、同月二  
十一日認可した。

平成二十九年四月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

**福島県告示第三百五十三号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、

公金の収納の事務を平成二十九年四月三日次のとおり委託した。  
平成二十九年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県林業・木材産業改善資金に係る貸付金の償還金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福島県森林組合連合会	福島市中町五番一八号
福島県北森林組合	同 市岡部字前田一三七番地一
郡山市森林組合	郡山市逢瀬町多田野字本郷二二八番地
田村森林組合	田村市常葉町西向字堂ヶ入六二番地七
ふくしま中央森林組合	田村郡小野町大字小野新町字知宗五九番地二
東白川郡森林組合	東白川郡棚倉町大字棚倉字南町一〇〇番地二
西白河地方森林組合	白河市旭町二丁目二四二番地
会津北部森林組合	喜多方市字舞台田三二二八番地八
西会津町森林組合	耶麻郡西会津町尾野本字樋ノ口原乙一四六〇番地
会津若松地方森林組合	会津若松市城前二番三号
下郷町森林組合	南会津郡下郷町大字豊成字下モ六二七七番地三
南会津森林組合	同 郡南会津町針生字下宮三三八番地
只見町森林組合	同 郡只見町大字只見字町下二五九一番地三〇
相馬地方森林組合	南相馬市原町区錦町一丁目三四番地

飯館村森林組合	相馬郡飯館村草野字本町八三番地
双葉地方森林組合	一 双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字市ノ沢九五番地
いわき市森林組合	いわき市平字正内町一〇七番地三
福島県木材協同組合連合会	福島市中町五番一八号
福島県郡山地区木材製材協同組合	郡山市田村町金沢字大六一四九番地一〇
東白製材協同組合	東白川郡塙町大字台宿字下福沢三八五番地一
福島県勿来地区木材製材協同組合	いわき市勿来町窪田道作三三番地

三 収納の事務を委託する期間

平成二十九年四月三日から平成三十年三月三十日まで

(林業振興課)

福島県告示第三百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成二十九年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
南相馬市鹿島区南海老字蛭沼二七の八、鹿島区北右田字北高屋釜一三六の四、鹿島区南右田字谷地八七の二四、八七の二六、八七の二九、八七の三三、字二ツ沼八四の三、八四の五、八四の六、八四の一〇
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅
- 二 解除に係る保安林の所在場所  
南相馬市鹿島区南海老字蛭沼二七の七、二七の八、二七の一〇、鹿島区北右田字北高屋釜一三六の一、一三六の四、鹿島区南右田字谷地八、二三、八七の二四、八七の二六、八七の二八、八七の二九、八七の三三、字二ツ沼八四の三、八四の五、八四の六、八四の一〇、八四の一、八四の二一、八四の二二、八四の三二、八四の四一
- 2 保安林として指定された目的

- 3 公衆の保健  
解除の理由  
指定理由の消滅

(森林保全課)

**福島県告示第三百五十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
渡部信義 星久四
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十九年福島県告示第二百二十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

**福島県告示第三百五十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	耶麻郡西会津町下谷字 木戸口乙四四二番一地	変更前 の変更後	六・〇〇 一三・一	八五六・二

先から  
同 郡同 町下谷字  
沼新田乙二五五番地先  
まで

変更後  
一一・八〇  
六一・一

八四六・〇

(道路計画課)

**福島県告示第三百五十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	喜多方市山都町相川字 前田甲一五一五番一 地先から 同 市山都町相川字 南原甲五〇七番二地先 まで	変更前 の変更後	A 六・四〇 B 一〇・〇〇 一一七・二	A 三、〇三三・五 B 一、八八九・五

(道路計画課)

**福島県告示第三百五十八号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

区域名	区 域	土砂災害の発生 原因となる自然	区域の範囲
一 土砂災害警戒区域			



居平	巢郷	出入口	滝原居平	境ノ沢	中山	馬場	椿1号	香塩	南原	下雨屋	引下	桑曾根2号	桑曾根1号	菅沼	角仏沢	経沢
同 郡同 町大字西方字居平	同 郡同 町大字西方字巢郷	同 郡同 町大字浅岐字出入口	平 大沼郡三島町大字早戸字滝原居	同 郡同 町大字琵琶首字境ノ	同 郡同 町大字飯谷字中山	同 郡同 町大字猪倉野字馬場	前 河沼郡柳津町大字小椿字上宮ノ	同 市 市大戸町上三寄香塩	同 市 市大戸町上三寄香塩	同 市 市大戸町下雨屋	同 市 市大戸町上小塩	同 市 市大戸町大字高川	同 市 市大戸町大字高川	同 市 市大戸町大字高川	同 市 市東山町大字湯川字角	同 市 市湊町大字平潟字経沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上居平	新遠路	居平	沢向道上	根堀場	岩下
同 郡同 町大字名入字上居平	同 郡金山町大字山入字居平	同 郡同 町大字八町字居平	同 郡同 町大字川口字沢向道	同 郡昭和村大字両原字根堀場	いわき市岩間町岩下
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂 防 課)

**福島県告示第三百五十九号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十九号）による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十九年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
境ノ沢	河沼郡会津坂下町大字船杉字杉	土石流	次の図のとおり
前ノ沢	大沼郡三島町大字浅岐字西居平	土石流	
岩下	いわき市岩間町岩下	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂 防 課)

福島県告示第百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十九年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
境沢	河沼郡会津坂下町大字船杉字杉	土石流	次の図のとおり
前ノ沢	大沼郡三島町大字浅岐字西居平	土石流	
岩下	いわき市岩間町岩下	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

公 告

公告第九十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十九年三月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十九年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

平成29年3月分  
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果						備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg)	TZn (mg)	TCaO (%)	

堆肥	株式会社仲ちゃん牧場	仲ちゃん牧場いわき牧場牛糞堆肥	kg)							
堆肥	福島さくら農業協同組合	もみ殻堆肥	0.3	0.0	0.1	2	5	0.6	62	59.4

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCaO-石灰全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量（農業総合センター）

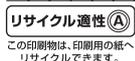
公告第九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第十八条第三項に規定する対策工事等が完了した。平成二十九年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 法第十一条第一項第一号に規定する開発区域  
いわき市岩間町岩下九番一、十番、十番二及び十番三の各一部並びに同町輪山九十一番一及び九十一番一地先の各一部
- 二 法第十条第一項に規定する特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名  
いわき市平字梅本二十一番地  
いわき市長 清水 敏男

（砂 防 課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行所 福島県 株式会社 第一印刷